

令和3年度11月 第8回 あま市農業委員会総会議事録

開催日時 令和3年11月30日(火) 午前10時00分 ~ 午前11時00分

開催場所 あま市七宝産業会館 2階 大会議室

出席者

農 業 委 員 会 委 員			農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員		
議席番号	氏 名	出欠	番 号	氏 名	出欠
1	玉谷 尚登	出席	推1	平尾 正敏	出席
2	近藤 善成	出席	推2	小坂井 佳雄	出席
3	菱田 茂	出席	推3	宇佐美 雅仁	出席
4	加藤 勝	出席	推4	近藤 哲夫	出席
5	伊藤 幸夫	出席	推5	林 和夫	出席
6	笹野 明美	出席	推6	花木 清	出席
7	近藤 美奈子	出席	推7	宮地 浩司	出席
8	木村 治彦	出席	推8	久保田 幸司	出席
9	三輪 光雄	出席	推9	足立 國雄	出席
10	山田 武彦	出席			
11	横井 幸一	出席			
12	鈴木 良法	出席			
13	近藤 吉美	欠席			
14	石原 勇	出席			

議案説明及び会議に職務の為出席した者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	大堀 俊和	書 記	深見 訓英
主 幹	今枝 勲男		片岡 篤志
			吉田 仁美

傍 聴 人 なし

提 出 議 案

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	議案第 29 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 4	議案第 30 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 5	議案第 31 号 事業計画変更承認申請書について
日程第 6	報告第 27 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について
	報告第 28 号 農地法第 4 条第 1 項第 9 号の規定による届出について
	報告第 29 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
	報告第 30 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

議 長

(あいさつ)

本日の出席につきましては、農業委員の出席数は13人、推進委員の出席数は9人です。農業委員の近藤吉美委員が欠席となっております。定足数に達していますので、令和3年度11月あま市農業委員会総会を開会します。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

議 長

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。

4番 加藤 勝 委員及び、5番 伊藤 幸夫 委員を指名します。

議 長

日程第2「会期の決定」を議題とします。

本総会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日限りと決定しました。

議 長

日程第3 議案第29号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

議 長

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

(説 明)

議案第29号1番につきまして説明いたします。

議案第2ページをご覧ください、参考資料は1～2ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっております、申請地は七宝町遠島宮東地内の田の所有権移転による経営拡大となっております。

2番につきまして説明いたします。

参考資料は3～4ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっております、申請地は七宝町遠島大切戸地内の田の所有権移転による経営拡大となっております。

3～5番につきまして説明いたします。

参考資料は5～13ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は花長・木折地内併せて8筆、畑の賃借権設定による経営開始となっております。

6番につきまして説明いたします。

参考資料は14～15ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町下之森屋敷地内の畑の所有権移転による経営拡大となっております。

以上、譲受人等の経営農地に不法転用はなく、営農計画等も特に問題等はありませんでした。

また、下限面積等の要件も満たしております。

こちらにつきましては、11月26日に横井委員と小坂井委員と現地確認をさせていただいております。

どうぞよろしく願います。

議 長 議案第29号につきまして、横井委員と小坂井委員で現地確認を行っていただきましたが、代表して横井委員から現地の状況について、報告願います。

横井委員 議案29号につきまして、小坂井委員と現場を確認しましたが、農地の耕作について問題はありませんでした。

議 長 只今、事務局及び横井委員から説明・報告がありました、議案第29号について、何かご質問等はございますか。

ご質問もないようですので採決に移ります。

議案第29号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

よって、議案第29号は承認されました。

議 長 日程第4 議案第30号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から説明させます。

事務局 (説 明)

議案第30号1番につきまして説明いたします。

議案は3ページ、参考資料は16～18ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は川部八反田地

内の田で、駐車場への転用で、所有権移転となっております。

譲受人は、現在津島市莪原町地内に本社を置き、運送事業を営んでいます。業務拡大により、トラック駐車場が不足するため、新たに新設する申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域に近接する区域の農地で、農地区分は第2種農地に区分されます。

日常生活上必要な施設で、集落に接続しているため転用の許可が見込めます。

2番につきまして説明いたします。

参考資料は19～21ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっております、申請地は七宝町桂西塚地内の田で、一般個人住宅への転用で、使用貸借権設定となっております。

譲受人は生活環境の変化に伴い、現在の居宅が手狭になったため、分家住宅を建設するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、街区に占める割合が40%を超えている区域にある農地で、農地区分は第3種農地に区分されます。

第3種農地のため転用の許可が見込めます。

3番につきまして説明いたします。

参考資料は22～24ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっております、申請地は七宝町桂六勺地内の畑で、駐車場及び資材置場への転用で、所有権移転となっております。

譲受人は、申請地の東側にて電気工事業を営んでおります。業務の多様化に伴い、資材置場及び駐車場が不足しており、新設する申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域に近接する区域の農地で、農地区分は、第2種農地に区分されます。

周辺の他の土地を利用することが困難なため、転用の許可が見込めます。

4番につきまして説明いたします。

参考資料は25～27ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっております、申請地は木田沼中切地内の田で、駐車場への一時転用で、賃借権設定となっております。

譲受人は現在あま市内で土木工事業を営んでおります。

受注したあま市公共下水道事業管きょ布設工事を行うにあたり、工事区域沿線の住民の車輛を一時的に待避させる駐車場及び工事車輛の駐車場にするための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、市役所から500m以内の農地で、農地区分は、第3種農地に区分されます。

第3種農地のため転用の許可が見込めます。

5番につきまして説明いたします。

参考資料は28～30ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっております、申請地は七宝町鷹居七丁目地内の田で、太陽光発電設備への転用で、所有権移転となっております。

譲受人は太陽光発電設備事業を行うにあたり、規模的に適切な土地を探していたところ、申請地所有者の合意を得ることができ、今回の申請となりました。

一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域に近接する区域の農地で10ha未満であるもので、農地区分は、第2種農地に区分されます。

周辺の他の土地を利用することが困難なため、転用の許可が見込めます。

6番につきまして説明いたします。

参考資料は31～33ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっております、申請地は七宝町伊福薬師地内の畑で、資材置場への転用で、所有権移転となっております。

譲受人は現在清須市内で不動産業及び建築・土木工事請負業を営んでおります。

申請地周辺での業務拡大により、資材置場が必要なため今回の申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、10ha以上の一団の農地で、農地区分は、第1種農地に区分されます。

日常生活上必要な施設で、集落に接続しているため転用の許可が見込めます。

こちらにつきましては、11月19日に海部農林水産事務所と現地確認をさせていただいております。

また、11月26日には横井委員と小坂井委員で現地確認をさせていただいております。

議 長 議案第30号につきまして、横井委員と小坂井委員で現地確認を行っていただきましたが、代表して横井委員から現地の状況について、報告願います。

横井委員 議案27号につきまして、宮地委員と現場を確認しましたが、転用について問題はありませんでした。

議 長 只今、事務局及び横井委員から説明・報告がありました、議案第30号について、何かご質問等がございますか。

ご質問もないようですので採決に移ります。

議案第30号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。
挙手全員です。

よって、議案第30号は承認されました。

議 長 日程第5 議案第31号「事業計画変更承認申請書について」を議題とします。

それでは、事務局から説明させます。

事務局 (説 明)

議案第31号につきまして説明いたします。

議案第5ページをご覧ください。

まず、事業計画変更承認申請について、概要を説明します。

過去に農地法第4条または第5条の許可を取得した後に、何らかの理由により許可目的の達成が困難になり、転用許可書に記載された転用計画を変更したいときに、申請されるものです。

こちらは、令和2年11月に農地法第5条の許可申請で承認いただき、令和2年12月15日に一時転用の許可が下りた案件でございます。また、令和3年9月の農業委員会において、農用地利用計画変更申出により、農業委員会の承認を受けております。

今回、工事施工業者である借受人が、一時転用で駐車場として許可を受けている申請地を含めた敷地で、新庁舎の職員駐車場を整備する計画ができたため、事業計画変更承認を行うものです。現在、令和5年5月開庁を目

標に申請地東側にて進めている新庁舎整備については、当初立体駐車場を整備し、駐車台数を確保する計画としていましたが、整備に係る負担等から計画変更を余儀なくされ、結果的に来庁者及び職員利用を含め、敷地内にて十分な駐車台数の確保が困難となったことから、駐車場用地の確保が急務となり、本申請地を新庁舎駐車場として整備する計画となります。

議長 只今、事務局から説明、報告がありました議案第31号について、何かご質問等がございますか。

ご質問もないようですので質疑を終了します。

議長 日程第6 報告第27号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」、報告第28号「農地法第4条第1項第9号の規定による届出について」、報告第29号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」、報告第30号「農地法第18条第6号の規定による通知について」を事務局から一括で報告願います。

事務局 (報 告)

議長 只今、事務局から報告がありました、報告第27号から報告第30号について、何かご質問・ご意見等ございませんか。

ご質問もないようですので、質疑を終了します。

以上で本会の会議に付議された事件は、すべて議了いたしました。

よって閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

議長 異議なしと認めます。

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。

長時間にわたりご苦労様でした。

次回の農業委員会でございますが、12月24日（金）午前10時からの予定です。よろしく願いいたします。

最後にその他ということで、事務局から願います。

終 了

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長 三輪 光雄

署名委員 加藤 勝

署名委員 伊藤 幸夫